

定額減税不足額給付金^(※)申請書支給市区町村
(令和7年度個人住民税の課税市区町村)

福生市

※本様式は、定額減税不足額給付金の支給対象となりうる方で、申請が必要な方が使用するものです。
様式第1号・2号(確認書)が届いた場合は、本様式を使用せず、確認書に記入・返送してください。

【本様式での申請が必要な方】

- 令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税額がいずれも0円の方、かつ、令和6年分の非課税世帯(又は均等割のみ世帯)向け給付を、世帯主又は世帯員として受給していない方であって、
 - ・青色事業専従者 または 事業専従者の方
 - ・合計所得金額が48万円超である方
- 物価高騰対応重点支援地方創生交付金制度要綱(令和5年11月29日付府地創第327号)に規定する、地域の実情によりやむを得ないと内閣府が認める場合に該当する場合

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、☐にチェック(レ)してください。

- ☐ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 下記の支給要件に該当する場合、原則として4万円(※)が支給されます。福生市における確認の結果、支給要件に該当しなかった場合には定額減税不足額給付金は支給されません。この要件に該当するか、又は支給対象となることについて福生市に事前に確認しています。※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円、地域の実情によりやむを得ないと内閣府が認める場合に該当する場合は最大3万円

【支給要件】

以下のいずれかの条件を満たすこと

- ・令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者のうち、定額減税及び調整給付金(当初給付分)の支給対象とならず、また、令和5年度、令和6年度に実施された低所得世帯向け給付を受給しなかった
- ・地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者で、定額減税及び調整給付金(当初給付分)の対象とならず、また、令和5年度、令和6年度に実施された低所得世帯向け給付を受給しなかった

- ② 定額減税不足額給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、福生市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ④ 添付している資料以外に収入を証する書類はありません。

1.不足額給付金の申請区分・申請額 ※該当する区分のチェック欄(☐)にレを入れてください。

申請区分	申請額	チェック
○申請者が次に掲げるいずれかに該当する場合 ・令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額が0の方であって、令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える方 ・令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額が0の方であって、地方税法第32条第3項及び第313条第3項に規定する青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第5項に規定する事業専従者である方	40,000円	☐
	30,000円 申請者が令和6年1月1日時点で 国外居住者であった場合	☐
物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱(令和5年11月29日付府地創第327号)に規定する、地域の実情によりやむを得ないと内閣府が認める場合に該当する場合※	最大30,000円	☐

※地域の実情によりやむを得ないと内閣府が認める場合に該当する場合は次のとおり

- ①令和5年所得において、扶養親族として住民税の定額減税の対象になったものの、令和6年所得において合計所得金額が48万円を超える者又は青色事業専従者等(税制度上「扶養親族」から外れてしまう者)であったため、扶養親族として所得税の定額減税の対象から外れてしまった場合
- ②令和5年所得において、合計所得金額が48万円を超える者又は青色事業専従者等(税制度上「扶養親族」から外れてしまう者)であったため、扶養親族として住民税の定額減税の対象から外れてしまったものの、令和6年所得において合計所得金額48万円以下であったため、扶養親族として所得税の定額減税の対象になった場合
- ③令和5年所得において、合計所得金額が48万円を超える者又は青色事業専従者等(税制度上「扶養親族」から外れてしまう者)で、本人として当初調整給付の給付対象者であり、令和6年所得においても、引き続き、合計所得金額が48万円を超える者又は青色事業専従者等であるものの、本人としても扶養親族としても所得税の定額減税の対象から外れてしまった場合

裏面も必ずご確認ください

2. 申請者

(フリガナ)		生年月日	現住所
氏名			
		明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()
令和6年1月1日現在の住所			

【代理申請・受給を行う場合】

代理人	(フリガナ)	本人との関係	代理人生年月日	代理人現住所
	代理人氏名		明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()
				署名
上記の者を代理人と認め、 定額減税不足額給付金の申請及び受給等に関して委任します。			本人氏名	

3. 振込口座(原則、2. 申請者の口座とします。)以下のいずれか一つのチェック欄(□)にレを入れてください。

- ☐ ①マイナポータル等で登録済みの申請者名義の公金受取口座 への振込を希望します。(通帳等の写しは不要)
※マイナポータル等から公金受取口座を登録していることが必要。
- ☐ ②下記の口座への振込を希望します。
(通帳等の写しを本様式に添付する必要があります。)

金融機関名		支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ)
		本・支店 本・支所 出張所	1普通		※「2. 申請者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード		支店コード	2当座		

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい)	/	通帳番号 (右詰めでご記入下さい)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。	1			

(注) ①にチェックをされている場合でも、金融機関の記載(添付)があるときは記載(添付)のある口座に振込みます。
また、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、福生市不足額給付金コールセンターまでお問合せください。

提出書類

『定額減税不足額給付金 申請書』(本書類)

※ 必要事項をご記入ください。

- ☐ 誓約・同意事項・申請区分(表面)
- ☐ 申請者(または代理人)の氏名など(裏面上部)
- ☐ 振込口座(裏面中部)
- ☐ 署名(裏面下部)

『令和5・6年分所得税の源泉徴収票又は確定申告書の写し(コピー)』

※ 受給要件の確認に必要な令和5・6年所得税額等がわかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。

『事業主の令和5・6年分所得税確定申告書 または 青色事業専従者に関する届出書の写し(コピー)等』

※ 青色事業専従者または事業専従者の方のみをご用意ください。

『令和6年度個人住民税の納税通知書 または (非)課税証明書の写し(コピー)』

※ 受給要件の確認に必要な令和6年度個人住民税額等がわかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。

『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』

※ 住所・氏名・生年月日がわかる本人確認書類(運転免許証・健康保険証等)の写し(コピー)を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。

『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』(「2. 振込口座」で②をチェックした方のみ)

※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名

〈提出先〉 〒197-8501 東京都福生市本町5番地 福生市役所定額減税不足額給付金担当 宛て

(お問合せ) 福生市不足額給付金コールセンター
TEL:0570-081777(有料ダイヤル) 場所:市役所1階北口玄関前(郵便局側)付近